とやま呉西消費生活ニュース 2020年 1月号

解約したいけど業者に連絡がとれない!



相談内容

SNS の広告からサイトにアクセスし、サプリメントを購入した。定期コースで、1回目は商品代が無料、送料 300 円のみ支払った。2回目は4ケ月分届くとあったので、4 袋届くと思っていたら、20 袋(39,600 円)届いた。そのような記載はなかったと思う。

返品して解約したいが、業者に電話がつながらない。

アドバイス・注意喚起

通信販売での購入で『解約したくても業者 に電話がつながらない』などの相談が増えて います。

通信販売にはクーリング・オフ制度はないので、簡単に解約・返品はできません。事前に契約内容・キャンセル・返品条件等を確認しておきましょう。

また、解約方法について、契約前に電話で 確認しておくとよいでしょう。

「消費者ホットライン」を 知っていますか??









「市窓口の電話番号が覚えられない」 「休日はどこに相談すればいいの」 そんなときは、「188(いやや!)」に お電話を!お住まいから一番近い相談 窓口につながります。

※郵便番号の入力が必要です。

代引きで注文した覚えのない 商品が届いたら・・?



相談内容

夫宛に代引きで荷物が届いたが、夫は不在だったので家族が受け取り代金を支払った。中身を確認したら、注文した覚えのない健康食品が入っていた。夫に確認しても知らないという。返品して支払った代金も返してほしい。

アドバイス・注意喚起

代引きで注文した覚えのない商品が届いたら宅配業者に「受け取りません。」と伝え、送り主の連絡先などの情報を控えたうえで、受け取りを拒否してください。

家族宛で受け取るべきか判断できないと きは宅配業者に事情を伝え、いったん荷物を 持ち帰ってもらいましょう。

★各市消費生活相談窓□★

高岡市消費生活センター 0766-20-1522 射水市消費生活センター 0766-52-7974 氷見市消費生活相談窓口(市民課) 0766-74-8010 砺波市消費生活センター 0763-33-1153 小矢部市消費生活相談室 0766-67-1760 南砺市消費生活センター 0763-23-2035

「とやま呉西消費生活ニュース」では、呉西6市の消費 生活相談窓口が連携し、圏内にお住まいのみなさんに、 注目の消費生活相談情報をお届けします! (年4回) 』



発 行:令和2年1月1日

事務局:砺波市消費生活センター